

令和6年第4回

小松市議会定例会議案

令和6年(2024年)11月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第79号	令和6年度小松市一般会計補正予算（第5号）……………	1
議案第80号	令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……	9
議案第81号	令和6年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	13
議案第82号	令和6年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	17
議案第83号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第84号	小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	27
議案第85号	小松サン・アビリティーズ条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第86号	小松市都市公園条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第87号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について……………	35
議案第88号	町の区域及び字の名称の変更について……………	53
議案第89号	工事請負契約について……………	55
議案第90号	工事請負契約について……………	57
議案第91号	工事請負契約について……………	59
議案第92号	工事請負契約について……………	61
議案第93号	指定管理者の指定について……………	63
議案第94号	専決処分の承認を求めることについて……………	65
報告第20号	専決処分の報告について……………	73

議案第79号

令和6年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

令和6年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,318,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	8,300,000	322,097	8,622,097
	1 地方交付税	8,300,000	322,097	8,622,097
14	分担金及び負担金	117,897	3,600	121,497
	1 分担金	23,015	3,600	26,615
16	国庫支出金	11,095,395	259,193	11,354,588
	1 国庫負担金	5,897,176	240,870	6,138,046
	2 国庫補助金	5,142,535	18,323	5,160,858
17	県支出金	4,213,401	199,004	4,412,405
	1 県負担金	2,623,663	102,303	2,725,966
	2 県補助金	1,299,021	64,811	1,363,832
	3 県委託金	290,717	31,890	322,607
19	寄附金	326,052	2,122	328,174
	1 寄附金	326,052	2,122	328,174
20	繰入金	2,567,136	5,077	2,572,213
	2 特別会計繰入金	224,421	5,077	229,498
22	諸収入	687,787	29,002	716,789
	4 雑入	469,346	29,002	498,348
23	市債	4,881,100	105,000	4,986,100
	1 市債	4,881,100	105,000	4,986,100
	歳 入 合 計	54,393,020	925,095	55,318,115

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	363,612	1,092	364,704
	1 議会費	363,612	1,092	364,704
2	総務費	4,818,298	154,626	4,972,924
	1 総務管理費	4,070,525	180,130	4,250,655
	2 徴税費	385,908	△13,652	372,256
	3 戸籍住民基本台帳費	209,911	△16,432	193,479
	4 選挙費	109,867	5,145	115,012
	6 監査委員費	35,392	△565	34,827
3	民生費	20,448,962	535,865	20,984,827
	1 社会福祉費	9,630,222	60,492	9,690,714
	2 児童福祉費	9,931,250	442,494	10,373,744
	3 生活保護費	884,003	989	884,992
	4 災害救助費	3,487	31,890	35,377
4	衛生費	3,457,471	3,987	3,461,458
	1 保健衛生費	1,158,815	△8,458	1,150,357
	2 環境対策費	1,677,120	12,445	1,689,565
6	農林水産業費	1,200,042	11,050	1,211,092
	1 農業費	854,849	10,614	865,463
	2 林業費	324,852	436	325,288
7	商工費	2,031,354	135,178	2,166,532
	1 商工費	2,031,354	135,178	2,166,532
8	土木費	6,307,747	△19,296	6,288,451
	2 道路橋りょう費	1,947,069	△9,589	1,937,480
	3 河川費	282,017	494	282,511
	4 都市計画費	1,231,404	△17,749	1,213,655
	6 飛行場費	481,837	912	482,749

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	7 住宅費	218,670	6,636	225,306
9	消防費	1,752,755	14,876	1,767,631
	1 消防費	1,752,755	14,876	1,767,631
10	教育費	8,242,149	△23,353	8,218,796
	1 教育総務費	1,059,675	11,100	1,070,775
	2 小学校費	980,763	△19,800	960,963
	3 中学校費	755,580	△2,601	752,979
	4 高等学校費	501,713	△410	501,303
	5 社会教育費	1,384,381	△12,269	1,372,112
	6 保健体育費	2,251,308	627	2,251,935
11	災害復旧費	313,110	111,070	424,180
	1 公共土木施設災害復旧費	70,800	102,770	173,570
	2 農林水産施設災害復旧費	215,600	8,300	223,900
歳 出 合 計		54,393,020	925,095	55,318,115

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎相談機能等整備費	61,900
10. 教育費	5. 社会教育費	本陣記念美術館管理運営費	29,100

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 有 財 産 跡 地 活 用 推 進 費	令和7年度 ～令和8年度	45,200
課 税 業 務 効 率 化 費	令和7年度	14,000
認 定 こ ど も 園 だ い い ち 整 備 費	令和7年度	26,200
市 単 道 路 整 備 費	令和7年度	100,000
学 校 給 食 費	令和7年度	548,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎相談機能等整備費	83,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
町内会等施設整備費	13,500			
認定こども園だいいち整備費	8,900			
企業誘致推進費	6,900			
現年発生道路災害復旧費	80,000			
現年発生公園施設災害復旧費	7,500			
計	199,900			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	39,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	45,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
里山自然学校大杉みどりの里管理運営費	400				2,400			
現年発生農業施設災害復旧費	25,900				31,200			
臨時財政対策債	236,000				128,100			
計	4,881,100				4,786,200			

令和6年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,056,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,704,400	12,000	1,716,400
	1 国民健康保険税	1,704,400	12,000	1,716,400
2	国庫支出金	1	377	378
	1 国庫補助金	1	377	378
3	県支出金	6,491,701	3,500	6,495,201
	1 県補助金	6,491,700	3,500	6,495,200
5	繰入金	758,882	16,298	775,180
	1 一般会計繰入金	659,200	3,923	663,123
	2 基金繰入金	99,682	12,375	112,057
7	諸収入	37,877	31,101	68,978
	2 雑入	16,875	31,101	47,976
	歳 入 合 計	8,992,900	63,276	9,056,176

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	150,860	3,923	154,783
	1 総務管理費	150,700	3,923	154,623
4	保健事業費	169,018	11,100	180,118
	1 特定健康診査等事業費	63,500	5,500	69,000
	2 保健事業費	105,518	5,600	111,118
7	諸支出金	22,896	48,253	71,149
	1 償還金及び還付加算金	10,501	48,055	58,556
	6 諸支出金	0	198	198
	歳 出 合 計	8,992,900	63,276	9,056,176

令和6年度小松市介護保険事業特別会
別会計補正予算（第2号）

令和6年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,636,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,333,064	72	2,333,136
	2 国庫補助金	555,238	72	555,310
4	支払基金交付金	2,756,120	2,730	2,758,850
	1 支払基金交付金	2,756,120	2,730	2,758,850
5	県支出金	1,491,812	32	1,491,844
	2 県補助金	51,584	32	51,616
7	繰入金	1,599,052	△571	1,598,481
	1 一般会計繰入金	1,534,812	△4,545	1,530,267
	2 基金繰入金	64,240	3,974	68,214
	歳 入 合 計	10,633,900	2,263	10,636,163

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	142,733	△4,577	138,156
	1 総務管理費	87,433	△5,023	82,410
	2 介護認定審査会費	55,300	446	55,746
2	保険給付費	9,901,700	0	9,901,700
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,894,200	0	9,894,200
3	地域支援事業費	363,248	263	363,511
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	271,768	263	272,031
7	諸支出金	204,552	6,577	211,129
	1 償還金及び還付加算金	154,031	1,500	155,531
	2 繰出金	50,521	5,077	55,598
	歳 出 合 計	10,633,900	2,263	10,636,163

令和6年度小松市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第1号）

令和6年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,250千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,029,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	460,434	487	460,921
	1 一般会計繰入金	460,434	487	460,921
4	繰越金	1	46,720	46,721
	1 繰越金	1	46,720	46,721
5	諸収入	90,264	43	90,307
	3 雑入	88,704	43	88,747
	歳 入 合 計	1,982,000	47,250	2,029,250

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	34,246	530	34,776
	1 総務管理費	34,246	530	34,776
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,839,046	46,720	1,885,766
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,839,046	46,720	1,885,766
	歳 出 合 計	1,982,000	47,250	2,029,250

議案第83号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） [略] (92)の11 [略] ア・イ [略] [新設]	別表（第2条関係） [同左] (92)の11 [同左] ア・イ [同左] (93) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項に規定する宅地造成等（土砂の堆積を除く）に関する宅地造成等工事許可申請手数料</u>

[新設]

盛土又は 切土をす る土地の 面積	区分	
	宅地造成 ・特定盛 土等	土石の堆 積
500平方 メートル 以内のも の	14,000円	12,000円
500平方 メートル を超え 1,000平 方メート ル以内の もの	24,000円	15,000円
1,000平 方メート ルを超え 2,000平 方メート ル以内の もの	34,000円	18,000円
2,000平 方メート ルを超え 3,000平	50,000円	22,000円

方メートル以内のもの		
3,000平方メートルを超える	<u>62,000円</u>	<u>31,000円</u>
5,000平方メートル以内のもの		
5,000平方メートルを超える	<u>83,000円</u>	<u>35,000円</u>
10,000平方メートル以内のもの		
10,000平方メートルを超える	<u>130,000円</u>	<u>42,000円</u>
20,000平方メートル以内のもの		
20,000平方メートルを超える	<u>202,000円</u>	<u>58,000円</u>

<u>40,000平方メートル以内のもの</u>		
<u>40,000平方メートルを超える</u> <u>70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>322,000</u> 円	<u>79,000</u> 円
<u>70,000平方メートルを超える</u> <u>100,000平方メートル以内のもの</u>	<u>462,000</u> 円	<u>118,000</u> 円
<u>100,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>602,000</u> 円	<u>145,000</u> 円

[新設]

(94) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項及び第35条第1項に規定する宅地造成等（土砂の堆積を除く）に関する工事変更許可申請手数料 変更許可申

<p>[新設]</p>	<p><u>請 1 件につき、次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が602,000円を超えるときは、602,000円とする。</u></p> <p><u>ア 宅地造成等（土砂の堆積を除く）に関する設計の変更、宅地造成等区域の面積（宅地造成等区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成等区域の面積）に応じ第93号の金額の欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>イ 新たな土地の宅地造成等区域への編入に係る宅地造成等区域の面積に応じ第93号の金額の欄に規定する金額</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>ウ その他の変更 10,000円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(95) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項及び第35条第1項に規定する土砂の堆積に関する工事変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が145,000円を超えるときは、145,000円とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>ア 土砂の堆積に関する工事に関する設計の変更、土砂の堆</u></p>

<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(93) [略]</p>	<p><u>積に関する工事区域の面積（土砂の堆積に関する工事区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土砂の堆積に関する工事区域の面積）に応じ第93号の金額の欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</u></p> <p>イ <u>新たな土地の土砂の堆積に関する工事区域への編入に係る土砂の堆積に関する工事区域の面積に応じ第93号の金額の欄に規定する金額</u></p> <p>ウ <u>その他の変更</u> 10,000円</p> <p>(96) [同左]</p>
<p>備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。</p>	

附 則
この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第84号

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条の22 訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、市長の定める職員のうち看護師等が、訪問看護業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [同左]</p> <p><u>(29) 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>(訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条の22 訪問看護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、市長の定める職員のうち看護師等が、訪問看護業務に従事したときに支給する。</p>

<p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>2 [同左]</p> <p><u>(災害地に派遣する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第14条の23 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、市の区域以外の地域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、勤務1日につき1,080円の範囲内で市長が定める。ただし、当該活動が著しく危険であると認められるときは、当該額の100分の100に相当する額を超えない範囲内の額を加算することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の手当を支給するときは、第14条の9に規定する消防業務に従事する職員の特殊勤務手当は支給しない。</u></p>
<p>備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

議案第85号

小松サン・アビリティーズ条例の一部 を改正する条例について

小松サン・アビリティーズ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松サン・アビリティーズ条例の一部を改正する 条例

小松サン・アビリティーズ条例（昭和60年小松市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
別表（第10条関係） [表] [略] 備考 1～3 [略] 4 <u>冷暖房の使用料は、体育館を除き、1回1時間以内210円とする。</u>	別表（第10条関係） [表] [同左] 備考 1～3 [同左] 4 <u>附属設備の使用料は、別に定める。</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。

3 [略]

(利用料金の收受等)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者に指定管理施設の管理を行わせる場合には、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金（法第5条第1項、法第6条第1項又は同条第3項の許可に係るものを除く。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 [略]

(1) [略]

(2) 第10条の2に係る利用料金
別表第3から別表第4の2

別表第3（第10条の2関係）

有料公園施設基本使用料

[表] [略]

備考

1～4 [略]

5 [略]

(1)・(2) [略]

6 末広野球場グラウンド使用
の場合は_____、
_____、ブルペンを含む。

7 [略]

3 [同左]

(利用料金の收受等)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者に指定管理施設の管理を行わせる場合には、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金（法第5条第1項、法第6条第1項又は同条第3項の許可に係るものを除く。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 [同左]

(1) [同左]

(2) 第10条の2に係る利用料金
別表第3

別表第3（第10条の2関係）

有料公園施設基本使用料

[表] [同左]

備考

1～4 [同左]

5 [同左]

(1)・(2) [同左]

6 末広野球場グラウンド使用
の場合は、室内練習場、大会本部室、ブルペンを含む。

7 [同左]

[表] [略]	[表] [同左]
<u>別表第4（第10条の2関係）</u>	[削除]
1 <u>附属設備等使用料</u>	[削除]
[表] [略]	[削除]
備考	[削除]
1 <u>この表において「1回」とは、1日（夜間を含む。）を限度とする。</u>	[削除]
2 <u>この表において使用料の単位を1時間とするものについて、使用時間が1時間に満たない場合は1時間とし、当該使用時間が1時間を超える場合において、1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間に切り上げる。</u>	[削除]
2 <u>附属体育器具等使用料</u>	[削除]
[表] [略]	[削除]
備考 <u>この表において「1回」とは、1日（夜間を含む。）を限度とする。</u>	[削除]
<u>別表第4の2（第10条の2関係）</u>	[削除]
附属設備等使用料	[削除]
[表] [略]	[削除]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年小松市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(失職の例外) 第7条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、 <u>禁錮</u> の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状により特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 [略]	(失職の例外) 第7条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、 <u>拘禁刑</u> に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状により特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第2条 小松市職員退職手当条例（昭和30年小松市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>3・4 [同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者</p>

について、当該支払差止処分
の理由となった起訴又は行為に係
る刑事事件につき、判決が確定
した場合（禁錮以上の刑に処
せられた場合及び無罪の判決が
確定した場合を除く。）又は公
訴を提起しない処分があった場
合にあって、次条第1項の規定
による処分を受けることなく、
当該判決が確定した日又は当該
公訴を提起しない処分があった
日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せら
れた場合等の退職手当の支給制限
）

第14条 退職した者に対しまだ当該
退職に係る一般の退職手当等の額
が支払われていない場合において
、次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該退職に係る退職手当
管理機関は、当該退職をした者（
第1号又は第2号に該当する場合
において、当該退職をした者が死
亡したときは、当該一般の退職手
当等の額の支払を受ける権利を承
継した者）に対し、第12条第1項

について、当該支払差止処分
の理由となった起訴又は行為に係
る刑事事件につき、判決が確定
した場合（拘禁刑以上の刑に処
せられた場合及び無罪の判決が
確定した場合を除く。）又は公
訴を提起しない処分があった場
合にあって、次条第1項の規定
による処分を受けることなく、
当該判決が確定した日又は当該
公訴を提起しない処分があった
日から6月を経過した場合

(3) [同左]

6～10 [同左]

（退職後拘禁刑以上の刑に処せら
れた場合等の退職手当の支給制限
）

第14条 退職した者に対しまだ当該
退職に係る一般の退職手当等の額
が支払われていない場合において
、次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該退職に係る退職手当
管理機関は、当該退職をした者（
第1号又は第2号に該当する場合
において、当該退職をした者が死
亡したときは、当該一般の退職手
当等の額の支払を受ける権利を承
継した者）に対し、第12条第1項

に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又

に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [同左]

2～6 [同左]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又

は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡

は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) [同左]

2～6 [同左]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡

した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において，当該退職に係る退職手当管理機関が，当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し，当該退職の日から6月以内に，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは，当該退職手当管理機関は，当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り，当該相続人に対し，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において，当該退職に係る退職手当管理機関が，当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し，当該退職の日から6月以内に，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは，当該退職手当管理機関は，当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り，当該相続人に対し，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として，当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [略]

2・3 [同左]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第20条第8項の規定の適用を受ける職員及び市長の定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～6 [略]

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第20条第8項の規定の適用を受ける職員及び市長の定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～6 [同左]

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) [同左]

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。

)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

<p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上^ニの刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(2) [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上^ニの刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [同左]</p> <p>4～6 [同左]</p>
---	--

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)
 第4条 小松市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年小松市条例第54号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられて退職した者

(2)～(5) [略]

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられて退職した者

(2)～(5) [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松市条例第42号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準</p>

<p>日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の適用を受ける一般職の職員の例により、同条例第16条の3第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の適用を受ける一般職の職員の例により、同条例第16条の3第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>
---	---

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

（小松市消防団条例の一部改正）

第6条 小松市消防団条例（昭和46年小松市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、</p>

その執行の終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [略]	その執行の終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市行政不服審査に関する条例の一部改正)

第7条 小松市行政不服審査に関する条例（平成28年小松市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
備考 この表中に付した下線は、注記である。	

(小松市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第8条 小松市個人情報保護法施行条例（令和5年小松市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略] (旧条例の廃止に伴う経過措置) 3 次の各号に掲げる者に係る旧条例第26条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみ	附 則 1・2 [同左] (旧条例の廃止に伴う経過措置) 3 次の各号に掲げる者に係る旧条例第26条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみ

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧実施機関がこの条例の施行日前において保有していた旧条例第50条に規定する個人の秘密に属する事項を含む個人情報^の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日後に提供したときは、2年以下の懲役__又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

6 前項各号に掲げる者が、この条例の施行日前においてその事務又は業務に関して知り得た行政情報（旧条例に規定する行政情報をいう。）に記録された個人情報をこの条例の施行日後に自己若しくは

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)～(3) [同左]

4 [同左]

5 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧実施機関がこの条例の施行日前において保有していた旧条例第50条に規定する個人の秘密に属する事項を含む個人情報^の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [同左]

6 前項各号に掲げる者が、この条例の施行日前においてその事務又は業務に関して知り得た行政情報（旧条例に規定する行政情報をいう。）に記録された個人情報をこの条例の施行日後に自己若しくは

<p>第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 [略]</p>	<p>第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 [同左]</p>
<p>備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。</p>	

(小松市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 小松市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年小松市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（注記）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（注記）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

備考 この表中に付した下線は、注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当

該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号の規定及び第2条の規定による改正後の小松市職員退職手当条例第13条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第88号

町の区域及び字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び字の名称を変更するものとする。

変更後の町及び字		左の名称に変更される従前の区域		
町	字	町	字	地番
那谷町	東	那谷町	に	1～10, 11の1～11の3, 12の1, 12の2, 13～29
			ほ	1～43, 44の1, 44の2, 45～94, 95の2, 96, 97, 98の2, 101～115
			へ	全部
			と	1～63, 66～87
			イ	1～7, 9の甲, 9の乙, 10～24, 25の甲, 25の乙, 26～29, 30の1, 31～48, 49の1, 49の2, 50, 51, 52の1, 53～64, 65の1～65の8, 66, 67の1, 67の2, 68～116, 117の1, 117の2, 118～124
			ロ	12～18, 21
			ハ	28の1, 32, 33, 34の甲, 34の乙, 36～42, 47～51, 52の1, 52の2, 53～58, 63～68, 71～80, 81の1, 81の2, 82～84
			ニ	1～3, 4の1, 4の2, 4の甲, 5, 6の1, 6の甲, 7～12, 21～23

		へ	24の1, 25, 26の1
	菩提町	イ	1の1, 1の2, 2の1～2の3の各一部

区域内に介在する道路, 水路等の公有地の全部を含む。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市消防本部高機能消防指令システム更新工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金631,488,000円
- 4 契約の相手方 富士通ゼネラル・今出電気商会特定建設工事共同企業体
代表者 愛知県名古屋市名東区猪高台1丁目1315番地
株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部
部長 小林 和宏
構成員 石川県小松市古河町6番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 真稔

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立能美小学校空調復旧工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金178,200,000円
- 4 契約の相手方 松村物産・カケムラ特定建設工事共同企業体
代表者 石川県金沢市広岡二丁目1番27号
松村物産株式会社
代表取締役 松村 俊一
構成員 石川県小松市あけぼの町76番地1
株式会社カケムラ
代表取締役 掛村 均

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松運動公園末広体育館改修工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金225,500,000円
- 4 契約の相手方 石川県小松市幸町一丁目78番地
加越建設株式会社
代表取締役 清水 茂博

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松運動公園末広体育館改修工事（機械設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金205,700,000円
- 4 契約の相手方 松村物産・カケムラ特定建設工事共同企業体
代表者 石川県金沢市広岡二丁目1番27号
松村物産株式会社
代表取締役 松村 俊一
構成員 石川県小松市あけぼの町76番地1
株式会社カケムラ
代表取締役 掛村 均

議案第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の表のとおり指定管理者を指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
こまつドーム	小松市末広町72番地	公益財団法人小松市まちづくり市民財団	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
小松市立のしろ児童館	小松市吉竹町ぬ47番地	社会福祉法人吉竹福祉会	令和7年4月1日から
小松市立国府子育てセンター	小松市河田町子101番地	社会福祉法人河田福祉協会	令和12年3月31日まで
今江中央地区コミュニティ供用施設	小松市今江町六町目133番地	今江町町内会	
上牧，下牧地区テレビ共同受信施設	小松市京町86番地	株式会社テレビ小松	
島田，梅田，梯，美原，茶屋地区テレビ共同受信施設	小松市京町86番地	株式会社テレビ小松	

議案第94号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年度

専決第9号 令和6年度小松市一般会計補正予算（第4号）

専決第10号 損害賠償の額を定めることについて

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月9日

小松市長 宮橋勝栄

令和6年度小松市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度小松市一般会計補正予算 (第4号)

令和6年度小松市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,393,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	4,164,901	48,500	4,213,401
	3 県委託金	242,217	48,500	290,717
	歳 入 合 計	54,344,520	48,500	54,393,020

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,769,798	48,500	4,818,298
	4 選挙費	61,367	48,500	109,867
	歳 出 合 計	54,344,520	48,500	54,393,020

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月29日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和6年8月8日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金102,861円
- 3 事故の概要 令和6年8月8日午後5時頃、相手方が市道佐美出村線を加賀市方面に向かって走行中、道路側溝のグレーチングが跳ね上がり、燃料タンクに接触して破損させたもの。

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第11号 損害賠償の額を定めることについて

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年11月7日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和6年2月18日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金832,450円
- 3 事故の概要 令和6年2月18日午後5時頃、環境推進課職員が志賀町での災害派遣業務を終え帰庁するため金沢港大橋付近（金沢市内）で車両を運転していた際、前方に停車中の車両の後方部に衝突し、当該車両助手席に乗車中の相手方に傷害を負わせたもの。